

## 支部長会規程

### (目的)

第1条 公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という）と、支部相互間の連絡、情報交換を行うため、支部長会を設ける。

### (構成)

第2条 支部長会は、支部長及び会長、副会長、専務理事を持って構成する。

### (招集)

第3条 支部長会は本会会長の招集により開催する。

2 支部長会は年4回以内とする。

3 緊急の場合、会長は臨時支部長会を招集することができる。

### (座長・副座長)

第4条 支部長会の座長・副座長は、支部長の中から互選されたものがこれにあたる。

### (改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会の決議による。

### (附則)

1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。

2 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)